

2016年8月10日

各位

会社名 朝日インテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮田 昌彦
(東証第二部・名証第二部 コード番号:7747)
問合せ先 執行役員 管理本部長 伊藤 瑞穂
(TEL. 052-768-1211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年9月28日開催予定の第40回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、2016年8月10日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行するため、「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。
なお、第31条第1項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 一部表記の変更と字句の統一を行うものであります。
- (4) その他上記条文の新設、削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|------------|----------------|
| 定時株主総会開催日 | 2016年9月28日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2016年9月28日(予定) |

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第1章 総 則～第3章 株主総会</p> <p>第1条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によつて選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(2) 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>第1章 総 則～第3章 株主総会</p> <p>第1条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>13</u>名以内とする。</p> <p><u>(2) 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(2) 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 取締役会は、その決議によつて、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> | <p><u>結の時までとする。</u></p> <p><u>(3) 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(4) 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>取締役 (監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 取締役会は、その決議によつて、<u>取締役 (監査等委員を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> |
|---|--|

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (新 設)

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 29 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

(2) 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

| | |
|---|---|
| <p><u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 <u>当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただ</u></p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |
|---|---|

し、当該契約に基づく賠償責任の
限度額は、法令に定める最低責任
限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条～第44条(条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条～第49条(条文省略)

(新 設)

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条～第39条(現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条～第44条(現行どおり)

附則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第40回定時株主総会終結前の監査役
(監査役であった者を含む。)の行為に
関する会社法第423条第1項の賠償責任を
限定する契約については、なお同
定時株主総会の決議による変更前の定
款第41条の定めるところによる。

以上